

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業について

●生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

<法の概要>

【必須事業】 福祉事務所設置自治体 国庫負担 3 / 4

- 自立相談支援事業：就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプランの作成等を実施
- 住宅確保給付金：離職により住宅を失った、又はその恐れのある生活困窮者等に対し家賃相当を有期で支給

【任意事業】

- 就労準備支援事業、一時生活支援事業
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

【対象者】 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者

施行期日 平成 27 年 4 月 1 日

新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、継続的な支援を行うことが重要。また自立相談支援事業において、生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐ。

●武蔵野市における検討事項

目的 生活困窮者を早期に発見し、生活の立て直しを図り、自立助長の支援をする。

○自立支援対象者とは

生活福祉課の相談窓口には生活保護を希望するも審査の結果、受給に至らない相談者がいる。生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性があり、自立が見込まれる者。

支援方法

○自立相談支援事業の体制

【支援窓口】

経済的だけでなく複合的な困窮課題（要因）を抱えた相談者から、まずは実状を聴取し必要な支援につなぐべく振り分けの必要がある。

【対象者の早期発見と支援機関】

* 市内ネットワークの活用

福祉（生活保護、地域福祉、高齢福祉、障害福祉、児童福祉）、保健医療、住宅、商工、教育委員会等、税務、保険・年金、水道、市民生活関係、人権担当 など

* 市外ネットワークの活用

ハローワーク、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会、民生・児童委員、社会福祉法人、NPO、医療機関、学校・教育機関、民間企業、法テラス・弁護士会、警察 など

【対象者の支援】

自立相談支援事業については主任相談支援員・相談支援員・就労支援員の三職種を配することを基本とする。主任相談支援員については本庁に正規職員を配置し、実際に支援プランに基づく伴走型の支援は、ノウハウを持った人材を有する団体・事業者等に委託のうえ進めることが望ましい。